

速報：
オーストラリア連邦国家予算案
2016-17 年度
4 May 2016

2016-17 年度連邦国家予算案

2016 年 5 月 3 日、保守連合政権としては 3 度目、またマルコム・ターンブル首相としては初となる次財政年度の国家予算案がスコット・モリソン財務大臣より発表された。

予算案は通常、5 月の第 2 火曜日に発表されるが、今回は先に上院にて再審議されていた労使改革関連法案が否決となった場合の両院解散・総選挙実施のための日程の関係上、1 週間前倒しされることとなった。実際、同法案は否決されたことから、5 月 5 日に野党労働党ビル・ショートン党首による予算案への対案演説が行われた後、両院が解散され、7 月 2 日に総選挙が実施される見通しである。したがって、今回の予算案の内容は選挙を強く意識したものになっている。

政府は今回の予算案を資源中心からより多様化した産業構造への効果的な移行を成し遂げるための経済計画と位置づけている。内容を見ると小規模事業者や中間所得層に対する多くの減税策が盛り込まれた反面、多国籍企業による租税回避行為やスーパー・アニエーション(退職年金)制度を利用した高額所得者の資産形成策に対して、厳しい措置や制限が設けられた。また、財政収支の早期黒字化を目標として規律ある財政支出を堅持するために、政府支出を GDP 比で 2016-17 年度は 25.8%に、2019-20 年度には 25.2%にまで抑制するとしている。同時に「2016 国防白書」に基づいて、12 隻の潜水艦を含む 54 隻の新たな海軍船舶の建造のために 299 億ドルの予算が追加配分され、また、インフラ関連でもパース空港への鉄道 2 路線建設やメルボルン/ブリスベン間内陸鉄道建設を初めとして、鉄道、道路、空港等に対する新規予算が配分されるとともに、ダムなどの水資源関連プロジェクトに対する 20 億ドルの融資枠が設定された。

財政収支は昨年 12 月に発表された経済・財政中間見通しから更に悪化して 2015-16 年度には 394 億ドルの赤字となる見通しである。2016-17 年度も 371 億ドルの赤字見通しであるが、2017-18 年度以降は大きく改善して 2020-21 年度には黒字化するとしている。また、政府純債務は 2017-18 年度に GDP 比でピークとなる 19.2% (3,468 億ドル) に達した後、減少基調に転じて、2019-20 年度には GDP 比 17.8%、2026-27 年度には GDP 比 9.1%にまで減少するとしている。

歳入に関しては 2016-17 年度は個人所得税が賃金上昇率低迷や減税策の影響もあって伸び悩むものの、法人税は企業業績の改善により大きく伸びて、歳入総額は前年比 5.2%増の 4,169 億ドルになると予測している。また歳出に関しては 2016 年度国防白書に基づく防衛関連支出の増加や鉄道・道路などのインフラ関連支出の増加によって、前年比 4.5%増の 4,506 億ドルと予測している。

経済面では国内経済は世界経済の不透明さや資源関連投資の落込みに直面しつつも、歴史的な低金利や豪ドル安を背景とした家計消費や住宅投資、輸出に支えられて、先進諸国中最も高く、かつ OECD 諸国の平均を超える成長を続け、実質経済成長率は 2015-16 年度及び 2016-17 年度は 2.5%となり、2017-18 年度には 3%に上昇するとしている。労働市場も改善傾向が強まり、小幅に収まっている賃金上昇率や小売や医療・福祉関連分野での需要の高まり

によって雇用者数は順調に増加し、また失業率も 2015-16 年度は 5.75%、2016-17 年度には 5.5%へ低下すると予測している。交易条件に関しては引き続き、低迷する鉱物資源価格の影響を受けるものの今年に入ってからの価格上昇によって昨年 12 月に発表された中間財政見通しからは多少改善し、2015-16 年度は 8.75%低下した後、2016-17 年度には 1.25%上昇するとしている。

ターンプル首相は昨年 9 月に支持率が大きく落ち込んでいた当時の首相トニー・アボットに党首選挙を挑んで破り、首相に就任した。当初は実業界での経験の豊富さからポスト資源ブームにおける財政再建や経済再生という重要課題に対して明確な政策を示して、国をリードしてゆける人物であるという有権者の期待感が高く、高い支持率を得ていた。しかしながら、首相就任後は有権者を納得させるような確固たる政策は提示されずに不信感が高まっていたところに、財政・経済政策の立案過程において、本来は中心となるべきモリソン財務大臣を含めず、自身の仲間内で協議をしていたことが公となったこともあり、最近の民間調査では野党労働党に支持率で遅れをとるに至った。

今回の予算案発表は選挙戦での勝利に向かったの信頼回復の第一歩になるべきものであり、国民の支持を得られる形での財政再建への道筋を示すことができるかが注目されていたが、提示された経済・財政予測は、これまで同様にかなり楽観的であるとの印象は拭えない。特に昨日決定された豪州連邦銀行によるキャッシュレートの 1.75%への引き下げやその要因となった 2016 年第一四半期における 7 年ぶりのデフレ発生などを勘案すると、その印象は強まる。

支持率が拮抗した中で選挙が実施されることもあり、明日行われるショートン野党労働党党首による予算案への対案演説の内容についても、注視する必要がある。いずれにせよ、どちらの政党が政権を握るにかかわらず、上・下両院において安定過半数を獲得して、公約に則り、財政再建を迅速に進めることが望まれる。

税制改正項目

今回の予算案は選挙を念頭において、小規模事業者や中間所得者層を対象とした多くの減税策が提示された。また、産業界から切望されていた法人税率の引下げについて 2026-27 年度までの 10 年間で 25%にまで段階的に引下げるスケジュールも提示された。また、多国籍企業による租税回避や利益移転行為に対する厳格な措置や新税の導入が提示されたが、事前に予想されていた過少資本制度における許容債務額の変更は含まれなかった。

日系企業に影響のありそうな事項を含めて、個人所得税および法人税務関連の税制改正発表の中で主だったものは下記の通りである。

1. 個人所得税

個人所得税の減税

2016年7月1日より、37%の限界税率が適用される個人課税所得の基準額を80,000ドルから87,000ドルへと引き上げる予定。

個人所得税の改定後基準額

現行基準額	税率	改定基準額
0 - \$18,200	Nil	0 - \$18,200
\$18,201 - \$37,000	19%	\$18,201 - \$37,000
\$37,001 - \$80,000	32.5%	\$37,001 - \$87,000
\$80,001 - \$180,000	37%	\$87,001 - \$180,000
\$180,001 and over	45%	\$180,001 and over

注) 上記税率はメディケア税、財政再建税を含まない

財政再建税

2014年7月1日に期限付きで導入された財政再建税は、当初の予定通り2017年6月30日にて取り下げられる。

2. メディケア税とメディケアサーチャージ-低所得者非課税枠の基準額引き上げ

メディケア税及びメディケアサーチャージの低所得者向け非課税枠が2015-16課税年度より引き上げられる予定。

メディケア税

低所得者向け非課税枠は単身者の場合20,896ドルから21,335ドルへ、子供のいない夫婦の場合35,261ドルから36,001ドルへとそれぞれ引き上げられる予定。

メディケア税サーチャージ

メディケア税サーチャージは消費者物価指数と連動する形で調整されており、既婚者（既婚者、且つ信託の受益権者の場合を含む）の課税所得及びフリンジ・ベネフィットにかかるサーチャージに対する非課税枠はともに20,896ドルから21,335ドルへ引き上げられる予定。

3. 退職年金基金制度

ディビジョン293税の課税対象所得の引き下げ

ディビジョン293の課税対象所得（高所得者の退職年金の積立金に追加で15%課税される基準額）を2017年7月1日より、現行の30万ドルから25万ドルに引き下げる。また、税制で優遇さ

れる退職年金の年間拠出上限額を現行の50歳未満の30,000ドル、50歳以上の35,000ドルから一律25,000ドルに引き下げる予定。

[個人による退職年金への拠出金に係わる税控除の制限緩和](#)

2017年7月1日より、75歳までの全ての個人は、退職年金への拠出金の所得控除が可能となる。これにより、雇用状況にかかわらず、全ての個人が上限の範囲内で退職年金拠出金の税制優遇に預かれることになる。一部自営業や一部賃金労働者、雇用主が給与パッケージを提供していない個人はこの改正によって恩恵を受けることになる。

[4. 小規模企業向け法人税軽減措置の適用対象となる売上基準の引き上げ](#)

売上200万ドル未満の小規模企業を対象としていた法人税軽減措置の適用を、2016年7月1日より1,000万ドル未満の企業に引き上げる。これにより、売上が1,000万ドル未満の事業は以下のような軽減措置を受けられることになる：

- 法人税率の引き下げ（2016-17年度の課税年度より、27.5%に引き下げられる）
- 上限2万ドルまでの一括損金算入を認めるなど（2017年6月30日まで）減価償却制度の簡素化
- 株取引制度の簡素化
- 現金ベースでのGSTの報告と、ATOの計算に基づくGSTの分割納税のオプションが選択可能
- 会社設立費用などの一括損金算入を認めるなど、そのほかの税優遇措置

但し、小規模企業向けのキャピタルゲイン税の軽減は、従来通り売上200万ドル未満の企業、若しくは対象資産の純資産価値が既定の水準を超えない場合のみ対象となる。

[5. 小規模企業向け GST 報告義務の簡素化](#)

2017年7月1日より、売上が1,000万ドル未満の全ての小規模企業は、GST取引の報告が簡素化される予定である。

[6. 法人税率の段階的な引き下げ](#)

法人税率は今後10年に渡り25%まで段階的に引き下げられる予定である。

2016-17年度の課税年度より、売上が総計で1,000万ドル未満の企業は、法人税率が27.5%に引き下げられる。税率27.5%の対象となる企業の年間売上額は段階的に引き上げられ、最終的には2023-24年度に全ての企業が対象となる。具体的なスケジュールは以下となる：

課税年度	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21
小規模企業適用税率	28.5%	27.5%	27.5%	27.5%	27.5%	27.5%
小規模対象年間売上額	\$2 m	\$10 m	\$25 m	\$50 m	\$100 m	\$250 m
その他企業適用税率	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%

課税年度	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25	2025-26	2026-27
小規模企業適用税率	27.5%	27.5%				
小規模対象年間売上額	\$500 m	\$1.0 b				
その他企業適用税率	30%	30%				
全ての企業に適用される税率			27.5%	27.0%	26.0%	25.0%

7. Div 7A の改正

非公開企業による株主や関係者への支払いにおける租税回避防止策として所得税法 Div 7A が 1997 年に制定されたが、長年その運営や管理方法が問題視されてきた。

2018 年 7 月 1 日より、これらの問題の改善を目的として、Div 7A の改正が行われる予定。

改正に含まれる項目は以下の通り：

- 不注意による制度違反に対する自己修正メカニズム
- 確実性を高めるための、適切なセーフハーバールール
- 貸付制度の簡素化
- 制度の運営を改善し、確実性をより高めるための、その他の技術的な改正

8. 新興企業の投資家向け優遇策の拡大

政府は、2015-16 年度の間接経済・財政見通し発表時に、革新的な新興企業の投資を促進するため、2016-17 年度以降に以下を含む優遇税制策を導入することを発表した。

- 投資家 1 人当たり最大年間 20 万ドルまでの 20% 税控除（但し、納税が無い場合は還付されない）
- 投資が最低 3 年間以上 10 年未満継続される場合にはキャピタルゲイン税が免除

税優遇策は、政府が関連業界との協議で取り決めた「適格事業」を過去 3 年間に渡って運営する法人に適用される。但し、企業の株式が上場されないこと、支出額が 100 万ドル未満、直前の年度の収入が 20 万ドル未満であることが適用の要件となる。

政府は、当該制度に事業の成功に必要な専門性を取り入れ、また資金調達にて困難を強いられる新興企業への効率的な投資を促進できるよう更なる改正を予定している。具体的には

- 投資家がキャピタルゲイン税（CGT）免除となる継続投資期間を 3 年から 12 カ月に短縮
- 「適格事業」の定義の下、企業が革新的な新興企業であるかを判断するための基準と、設立期間の制限
- 投資家と新興企業が関連関係にないこと
- 専門的な投資家を除いて、税優遇策の適用資格として税控除額を年間 5 万ドル以下に制限

9. ベンチャーキャピタル投資への資金措置の拡大

ベンチャーキャピタルへの投資を促進するため、資金に係る措置を拡大することで、資金へのアクセスの向上を図り、制度の利便性を図る予定である。

政府は 2015-16 年度中間経済・財政見通しの「ナショナル・イノベーション・アンド・サイエンス・アジェンダにおけるベンチャーキャピタル投資の新制度」を以下のとおり改正した。

- 制限付きとして登録されたファンドについて、一定の基準を満たした場合、2015 年 12 月 7 日以降に無制限ファンドとして税控除を認める暫定措置の追加
- 小規模企業が監査済の資産報告書を提示する義務を緩和
- 新興ベンチャーキャピタル有限パートナーシップ（ESVCLP）向けのファンドの規模の拡大幅を 1 億ドルから 2 億ドルまで増額するとした措置を、既存の ESVCLP にも適用
- ベンチャーキャピタルの税優遇措置を IT 金融サービスや、銀行及び保険関連事業にも適用させる

10. 新規集団投資ビークルの導入

政府は今後 2 つの集団投資ビークル（CIVs: Collective Investment Vehicles）の導入を新税務規定において予定している。

2017 年 7 月 1 日以降の所得年度に先ず法人 CIV を、2018 年 7 月 1 日以降には有限パートナーシップ CIV の導入が予定されている。これら新規の CIVs は、投資信託と同様、多くの受動投資家によって保有されているなどの適格条件が必要となる。CIV への投資家は一般的に直接投資をしている場合と同様に課税される。当該規定によりファンドマネジメントサービスの国外への輸出拡大が期待されている。

11. 連結納税グループにおける控除対象負債に係わる制度改正

現行の連結納税制度において二重控除が可能となっていた税制上の恩恵が改正される予定である。

2013-14 年度の連邦政府予算案で初めて発表された当該改正案は、控除対象となる負債を抱える子会社を買収した連結納税グループが、子会社の税務上のコストを算定する際に控除対象となる負債を含まないものである。これにより、二重の税優遇が排除されることになる。

12. 連結納税制度における繰延税金負債の扱い

連結納税制度における繰延税金負債の扱いが変更される予定。繰延税金負債額の調整は連結グループ加入・離脱時に税務上のコスト設定ルール (Tax cost-setting rules) から除外される。

当該措置は商業上と税務上の乖離を解消し、両者の結果をより一致させるとともに連結納税制度の整合性を高めることを目的としている。

この変更措置は修正法案が議会に付議された日付より後に実施された連結納税グループへの新規加入及び同グループからの離脱に対して適用される。

13. 金融取引に対する課税 (TOFA) 規則の簡素化

金融取引に対する課税 (TOFA) 規則に関しては、適用範囲の縮小、事務コストの低減、そして予測可能性の向上を目指した改革を予定している。具体的な変更項目は：

- 現行の TOFA 規則における税務と会計の関連性をより単純化・強化するために「会計とのより密接な関連性」を確立すること
- 発生及び実現基準に関する規則 (accruals and realisation rules) の簡素化 (これにより TOFA 規則の対象となる納税者数が減少) を通じて、TOFA の規定により損益の明細化を求められる取引数を減らし、求められる計算を簡易化すること。
- よりアクセスしやすく、より多様なリスク管理体制 (資産ポートフォリオのリスク管理を含む) を備えた新しい税務ヘッジング制度の導入、及び財務会計との直接的な関連性の排除。
- 現在の税務効果を変えない範囲内で関連法案を簡約することで、外国為替取引による損益に適用される税務規則を簡素化させること。

これらの TOFA 規則改革の狙いは現在 TOFA 制度の対象となる納税者の大半を適用から除外し、それによって事務コストの低減、規則の簡素化及び予測可能性の向上を図ることである。

簡素化された新しい TOFA 規則は 2018 年 1 月 1 日以降の課税年度から適用予定。

14. 資産を担保としたファイナンス取引に関する税制

2018年7月1日以降においては、資産を担保とした繰延支払いやハイパーパーティセスなどのファイナンス取引に関しては、有利子負債や投資に基づくファイナンス取引と同等に扱われる予定。

15. 多国籍企業に対する利益移転と租税回避防止法の導入

多国籍企業による、オーストラリアから人為的に回避された利益に対して40%の迂回利益税(DPT: Diverted Profit Tax)が2017年7月1日以降に始まる課税年度から適用される予定である。

政府の包括的税パッケージの一部を構成するDPTは、関連者間取引を通じて、海外に利益を移転する企業を対象として、以下の取引を対象とする:

- 海外で支払った税総額がオーストラリアで支払われるべき税総額の80%を下回る場合
- 取引が減税を確保するために設計されていると合理的に結論づけられる場合
- 十分な経済的実質を伴っていない場合

同税制は、オーストラリア居住の子会社、もしくはオーストラリアに恒久的施設(PE)を持つ主要グローバル企業(全世界の年間連結売上額が10億ドル以上の企業グループ)に対して適用される。

オーストラリアでの年間売上額が2,500万ドルを下回るグローバル企業は、所得が人為的に海外で計上されていない限り、同規制が免除される。

DPTは、既存の税規制や、近年導入された多国籍企業租税回避防止法の適用が困難であり、特に納税者が税務局の調査手続きに非協力的である場合に対処することを意図している。

16. 移転価格規制の強化

移転価格規制の強化は、税源浸食および利益移転に関するOECDアクションプランの行動8から行動10においてカバーされている。

OECDは2015年10月5日に、ガイドラインの更新を目的とした報告書「移転価格税制と価値創造の一致」を公開した。ガイドラインが含む変更は:

- 知的財産とその他の無形資産に関するガイダンスの強化
- 移転価格に関する分析が取引の経済主体を明確に反映していること

政府の包括税パッケージの一部として、1997年所得税法815節に含まれる移転価格規制は、2016年7月1日よりOECDのガイドラインに一致するよう改正される予定である。

17. OECD ハイブリッドミスマッチ取り決め規制の執行

ハイブリッドミスマッチを排除する規制の執行は、OECD の「税源浸食および利益移転」に関するアクションプランの行動 2 に当たる。行動 2 において、OECD は、政府がハイブリッド取引や企業の影響を無効にする目的で国内規制（二重非課税、二重控除、長期課税猶予などに関する）を実施するよう提言している。

2014-15 年の連邦予算案で、連邦政府は税調査委員会が OECD の草案の実施について検討すると宣言した。税調査委員会は 2016 年 3 月に報告書を提出し、連邦政府は同委員会に対して規制を実施する上での最善策をさらに検討するよう求めている。法案が可決され次第、2018 年 1 月 1 日から適用される予定である。

18. 主要グローバル企業に対する行政処分の厳格化

主要グローバル企業（全世界の年間連結売上額が 10 億ドル以上の企業グループ）への行政処分が、連邦政府の税統合パッケージの一環として 2017 年 7 月 1 日より厳格化される。特に：

- 税務当局（ATO）への税関連書類提出に関する罰金の最高額が 4,500 ドルから 45 万ドルへと 100 倍の増加となる。
- ATO に対して誤った、もしくは虚偽の供述をした場合、主要グローバル企業への罰金は 2 倍となる。

19. 租税回避タスクフォース

政府は、租税回避タスクフォースを設置するため、税務当局に 4 年間で 6 億 7,900 万ドルを拠出する。これにより、税務当局の現行の大規模多国籍企業や非公開企業グループ、高所得者を対象とした法令遵守活動を強化し、活動期間を 2020 年 6 月 30 日まで延長する。このタスクフォースはクリス・ジョーダン税務長官が直接率いる。

税務当局のオーストラリア証券投資委員会との情報共有や分析を改善する新法令が導入される。タスクフォースの活動の一環として、故意的に租税回避行為があると指摘された場合においては訴訟を通じて新規制が試されることになる。

このタスクフォースにより、4 年間で 37 億ドルの税を回収すると予想されており、納税者の租税回避行為をを阻止することを目指す。

20. 税関連情報通報者の保護

新しい取り決めにより、税務当局に対して租税回避に関連する行為やその他の税務上の問題についての情報を開示する個人の保護が強化される。保護される個人には以下を含む：

- 納税者の従業員
- 納税者の元従業員
- 納税者のアドバイザー

この措置は2018年7月1日より適用される。

21. 企業による税の透明性に関する規定の採用促進

連邦政府は税の透明性向上の一環として、全ての企業、特に多国籍企業、2016年度からの税務の透明性に対する取組み（TTC：Tax Transparency Code）の採用を促進するとしている。税調査委員会は2015年12月に発表した報告書では年間売上額が1億ドルを上回る企業がTTCを採用すべきと提言された。

22. 低価格の輸入商品へのGST課税拡大

2017年7月1日より、消費者が輸入した低価格商品にも国産品と同様に消費税（GST）が課税される。但し、予算案に関連法令または法案は添付されておらず、内容の詳細は完全には明らかになっていない。

23. タバコ税の増税

タバコ税や同等の関税については2017年から2020年に12.5%の増税が4回実施される。毎年9月1日に引き上げられるが、これは既存の週当たりの所定時間内平均賃金の上昇に連動するメカニズムに追加されるものである。この4回の増税により、オーストラリアのタバコの平均価格に占める税金の割合は約69%になる。

さらに、2017年7月1日より、旅行者のタバコの免税枠は現行の50本から25本（または同等）となる。

24. 公共セクターの効率性向上の再検討

オーストラリアの公共サービス分野における効率性を向上させるため、運営費用の削減率（efficiency dividend）を2017-18年度に1.5%、2018-19年度に1.0%、2019-20年度に0.5%それぞれ引き上げる。

税務当局に関しては、2016-17年度から4年で2,180万ドルのコスト削減を達成する。

<主要経済指標予測 年度平均値>

単位：億ドル

	2015-2016 年度 (見込)	2016-2017 年度 (予測)
歳入： 税金	3,719	3,913
税外収入	245	256
歳入計	3,964	4,169
歳出	(4,315)	(4,506)
発生ベース財政収支	(394)	(371)
現金ベース財政収支	(399)	(371)
実質 GDP 成長率	2.50%	2.50%
消費者物価指数上昇率	1.25%	2.00%
失業率	5.75%	5.50%
賃金上昇指数	2.25%	2.50%

<連邦予算歳入分析>

単位：百万ドル

	2015-2016 年度実績 (見込)	2016-2017 年度予算 (見込)	増(減)	(%)
<税金>				
所得税				
源泉徴収税	175,510	183,380	7,870	4.48%
その他個人所得税	44,850	47,300	2,450	5.46%
還付	(27,800)	(29,350)	(1,550)	(5.58%)
個人所得税及び源泉税計	192,560	201,330	8,770	4.55%
フリンジベネフィット税	4,590	4,760	170	3.70%
退職年金基金税	6,710	7,510	800	11.92%
法人所得税	65,000	70,100	5,100	7.85%
資源利用税	840	850	10	1.19%
所得税計	269,700	284,550	14,850	5.51%
間接税				
消費税他	61,510	64,820	3,310	5.38%
物品税、輸入関税	34,853	35,795	942	2.70%
その他	5,860	6,119	259	4.42%
間接税計	102,223	106,733	4,510	4.41%
税金合計	371,923	391,283	19,360	5.21%
<税外収入>				
物品販売、利子、配当その他	24,472	25,579	1,107	4.52%
歳入総額	396,396	416,862	20,466	5.16%

本件に関するご質問、お問合せは以下の各地域の担当者までご連絡ください。また、その他の資料などのご要望は、シドニー事務所の竹中真一（直通 02-9322-7737）、又は Yuko Murray (02-9322-5721)までご連絡ください。

Deloitte Touche Tohmatsu

Adelaide:	筒井 伸次（兼任） Steve Simonato	(08) 8407-7000 
Brisbane:	村田 俊介 Evan Last	(07) 3308-7000 
Melbourne:	筒井 伸次 Chris Masterman	(03) 9671-7000
Perth:	西田 健太郎 Jonathan Schneider	(08) 9365-7000 
Sydney:	竹中 真一 中村 正明 Tracey Condous Max Persson Rob Basker	(02) 9322-7000 

本書の一部あるいは全部について、Deloitte Touche Tohmatsu から文書による許諾を得ずに、いかなる方法においても無断で複写、複製することは禁じられています。

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the 'Deloitte Network') is, by means of this publication, rendering professional advice or services.

Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.com/au/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 200,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

About Deloitte Australia

In Australia, the member firm is the Australian partnership of Deloitte Touche Tohmatsu. As one of Australia's leading professional services firms, Deloitte Touche Tohmatsu and its affiliates provide audit, tax, consulting, and financial advisory services through approximately 6,000 people across the country. Focused on the creation of value and growth, and known as an employer of choice for innovative human resources programs, we are dedicated to helping our clients and our people excel. For more information, please visit Deloitte's web site at www.deloitte.com.au.

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

Member of Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016 Deloitte Touche Tohmatsu.